

令和6年氷川町農業委員会第11回総会議事録

1. 開催日時：令和6年11月8日（金） 午後1時30分開会

2. 開催場所：氷川町役場 災害対策室

3. 出席委員：14名

1番 濱田 正澄	2番 松本 莊一	3番 小田 敏勝
4番 前田 英一	5番 木野 武盛	6番 滝本 博文
7番 中田 珠樹	8番 橋本 淳一	9番 井副 陽子
10番 本山 満	11番 橋本 竜一	12番 宮本 和明
13番 伊藤 秀子	14番 永田 裕二	

4. 出席農地利用最適化推進委員：12名

1番 有田 達也	2番 片山 一哉	3番 立川 清一郎
4番 田中 幸喜	5番 鉄島 敬一	6番 中川 正人
7番 本田 進	8番 本田 信義	9番 前田 洋志
10番 増住 公成	11番 松田 継司	12番 欠
13番 宮本 一夫		

5. 議事日程

日程1. 開会

日程2. 会長挨拶

日程3. 議事録署名委員の指名について

日程4. 報告事項

(1) 農地法第18条第6項の規定による賃貸借契約の合意解約について

日程5. 議案審議

議案第42号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号 氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について

議案第40号 氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について

議案第41号 農用地利用集積促進等計画書について

日程6. その他

日程7. 閉会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 坂梨 俊弘

事務局長補佐 河野 秀和

係長 續 貴志

会計年度任用職員 尾下 眞奈美

主事 上田 菜月

7. 会議の概要

坂梨事務局長 本日の出席委員は過半数に達していますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により総会は成立いたしました。ただ今より令和6年氷川町農業委員会第11回総会を開催します。

それでは、氷川町農業委員会総会会議規則の第4条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は永田会長にお願いしたいと思います。

はじめに永田会長よりご挨拶をお願いします。

永田会長 <挨拶>

永田議長 それでは、氷川町農業委員会総会会議規則第10条第2項に規定する議事録署名委員について、7番、中田委員、8番、橋本委員を指名いたします。

次に報告事項についてです。報告(1)について事務局より説明願います。

尾下職員 報告(1)の説明をいたします。1ページをご覧ください。この報告は賃料が設定してある契約の合意解約です。貸人、借人、農地の所在については資料をご確認ください。

以上で説明をおわります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何か質問はありませんか。

(質問なし)

永田議長 何もないようですので、報告事項についてはこれで終わります。

つぎに議案審議です。議案第42号、農地法第5条の規定による許可申請について上程します。案件は1件です。事務局より説明願います。

續係長 議案第42号についてご説明します。資料は2ページをご覧ください。申請人につきまして、訂正がございます。当初は夫婦共有での申請でありましたが、議案送付後に単独での申請に変更がありましたので、訂正をお願いします。申請人の住所、氏名、物件等はお手元の資料にてご確認ください。

申請地は〇〇地区内の集落内にある農地です。譲受人家族は、現在町外で妻の両親と同居されていますが、前々から別居する計画を立てておられました。賃貸住宅も考えられましたが、子どもをのびのび育てたいというお考えから、戸建ての建築を計画されました。

現在、子どもを氷川町内の保育園へ通わせているため、氷川町内での居住を望み住宅用地を探していたところ、計画地を見つけ譲渡の合意に至られました。

給排水計画につきましては、給水は上水道、生活雑排水は下水道へ接続し、雨水は自然浸透および西側の道路側溝に流す計画です。

申請地は農用地区域外で、集落等に点在する小規模な農地でどの農地区分にも属さない第 2 種農地に区分され許可可能な案件となります。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、現地確認も済んでおりますので鉄島推進委員より報告をお願いします。

鉄島推進委員 11月1日午前1時30分より申請者代理人立会のもと現地を確認しました。申請地の事業計画、排水計画等を確認しましたが許可要件は満たされているものと思われますので、審議方よろしくをお願いします。以上で報告を終わります。

永田議長 ただいま現地確認報告がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第42号、番号1について採決します。許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員賛成)

永田議長 全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。

つぎに、議案第43号、氷川町農用地利用集積計画（所有権移転）について上程します。事務局より説明願います。

續係長 議案第43号についてご説明します。

今月の契約は3件です。3件とも公社からの売り渡しとなります。譲受人、譲渡人、所有権を移転する農地および対価などは資料にてご確認ください。

あっせん売買による所有権移転となります。

以上で説明を終わります。

永田議長 ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

(異議なし)

永田議長 異議もないようですので、議案第43号について採決します。決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

永田議長 全員賛成です。よって本案は原案のとおり決定します。

つぎに、議案第 44 号、氷川町農用地利用集積計画（利用権設定）について上程します。

議事に入ります前に、議事参与の制限について事務局より説明します。

上田主事

議事参与の制限についてご説明します。氷川町農業委員会会議規則第 9 条にて委員は、自己または同居の親族もしくは配偶者に関する事項についてはその議事に参与できない。となっております。そのため、該当する案件が出た場合はその場から席を外していただいております。

以上で説明を終わります。

永田議長

それでは、議案第 44 号は議事参与の制限に該当しますので中田委員は退席願います。

（中田委員退席）

永田議長

事務局より説明願います。

尾下職員

議案第 44 号についてご説明します。資料の 4 ページをご覧ください。これは、相対での契約となっております。相対契約は農地バンクを利用しない契約です。貸人、借人、農地の所在については資料をご確認ください。以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

永田議長

異議もないようですので、議案第 44 号について採決します。決定することに賛成の方は挙手願います。

（全員賛成）

永田議長

全員賛成です。よって、本案は原案のとおり決定します。

ここで委員の退席を解きます。

（中田委員、着席）

永田議長

つぎに、議案第 45 号、農地利用集積促進等計画書について上程します。事務局より説明願います。

尾下職員

議案第 45 号についてご説明します。資料 5 ページをご覧ください。この契約は、農地公社をとおした農地バンクの契約です。4 件すべて新規の契約です。貸人、借人、農地所在地については資料をご確認ください。

今回、新規の利用権設定が 9 筆の 26,207 m²です。

以上で説明を終わります。

永田議長

ただいま事務局より説明がありましたが、何かご意見はありませんか。

（異議なし）

永田議長

何もないようですので、本案は原案のとおり認めます。

以上で本日の議案審議は終了です。
委員の皆さまから質問等はありませんか。
(質問なし)

永田議長 それでは、その他連絡事項について事務局より説明をお願い
いたします。

坂梨事務局長 —〈連絡事項について説明〉—

坂梨事務局長 ——〈事務連絡等について説明〉——

井副副会長 それでは、閉会を行います。

以上で、本日の総会日程は、全部終了いたしました。これを
もちまして総会を閉会します。

(午後 2 時 17 分閉会)

上記の通り相違ないことを証するため、署名・捺印する。

議長 _____ (印)

委員 _____ (印)

委員 _____ (印)